

魚津市週休2日工事試行要領（令和6年6月）

1 目的

建設業界では、若手・女性の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、週休2日を普及することで労働環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的として「週休2日工事」を試行する。

2 用語の定義

(1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 「対象期間」とは、工事着手日から現場完了日までとし、次の期間を除いた期間をいう。

ア 年末年始6日間、夏期休暇3日間

イ 工場製作のみの期間

ウ 工事事故等による不稼働期間

エ 天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間

オ 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

カ 工事の全体を一時中止している期間

キ その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

(4) 「工事着手日」とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

(5) 「現場完了日」とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。

(6) 「現場閉所」とは、材料搬入や現場事務所での事務作業も含め、一切の現場作業を行わない状態であり、例えば、交通安全施設の点検や排水ポンプの作動確認など現場パトロールのみを行う場合は、現場閉所として取り扱う。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。

(7) 「4週8休」とは、土・日に限定せず、1週間のうち2日間は、現場閉所し、対象期間の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、休日は偏り等（工期の始まりや工期末での偏った休日設定）が生じないようにすること。また、1週間のうち2日の休日を確保できない週がある場合は、原則、振替休日を前後の週で確保するものとする。

(8) 「完全週休2日」とは、土・日に現場閉所することをいう。

3 試行対象工事

設計額が200万円以上の工事で、特記仕様書等に「週休2日試行対象工事」であることを明示した工事とし、次のいずれかに該当する工事は対象としない。ただし、受注者から工事着手前に週休2日に取り組む旨の協議があり、監督員が協議内容を精査し承諾した場合、試行対象工事とすることができる。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事。
- (2) 現場条件（出水期や関連工事等）や施工期間の制約が厳しい工事。
- (3) 現場施工期間が休工日を含めて7日未満の工事

4 実施方法

(1) 発注方式

受注者が、工事着手日前に、工事打合簿にて監督員と協議した上で週休2日の工事を試行する「受注者希望型」とする。

(2) 積算方法等

発注者は、週休2日（4週8休以上）の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成し、現場閉所の達成状況を確認後、週休2日に満たないものは、補正分を減額変更する。

(3) 補正係数

①土木工事

項目	補正係数	
現場閉所状況	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
機械経費	1.02	1.02
共通仮設費	1.03	1.02
現場管理費	1.05	1.03
市場単価	別表1のとおり	
標準単価	別表2のとおり	

②建築工事（電気工事、機械設備工事等を含む。）

項目	補正係数	
現場閉所状況	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
市場単価等 （建築工事）	別表3－1のとおり	
市場単価等 （電気工事）	別表3－2のとおり	
市場単価等 （機械設備工事）	別表3－3のとおり	

③漁港工事

項目	補正係数
現場閉所状況	通期の週休2日

労務費	1.05
機械経費	1.04
共通仮設費	1.02
現場管理費	1.03
市場単価	別表4のとおり

※高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員又は潜水連絡員については、補正の対象としない。

④農業農村整備事業

項目	補正係数
現場閉所状況	通期の週休2日
労務費	1.02
機械経費	1.02
共通仮設費	1.02
現場管理費	1.05
市場単価	別表5のとおり
標準単価	別表6のとおり

⑤治山林道事業

項目	補正係数
現場閉所状況	通期の週休2日
労務費	1.05
機械経費	1.04
共通仮設費	1.04
現場管理費	1.06
市場単価	別表5のとおり
標準単価	別表6のとおり

⑥水道工事

項目	補正係数	
現場閉所状況	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
機械経費	1.02	1.02
共通仮設費	1.03	1.02
現場管理費	1.05	1.03
市場単価	別表1のとおり	
標準単価	別表2のとおり	

(4) 工期設定

県の標準工期試算式（工種ごと）を用いて、工期を設定する。ただし、該当する工種が無い場合は、施工数量を日当り作業量で除し、それらの合計に作業不可能率1.8（舗装は1.9）を乗じ、下表の準備期間及び後片付け期間（下表参考）を加えて、工期を設定する。

また、各現場の諸条件を考慮し、工期を設定する。漁港工事については、国に準じて工期を変更しない。

準備日数	後片付け日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
50		舗装（新設）、道路維持
60		橋梁保全、舗装（修繕）
70		P C 橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

※「建設工事における適切な工期設定等のためのガイドライン」より

(5) 工事成績評定

土日完全週休2日を達成した場合は、第2次評定者は、工事全般で5点を加算する。なお4週8休を達成できなかった場合は、評定の減点はしない。

(6) 休日取得計画（実績）書

受注者は、施工計画書の提出時に、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画を「別紙」（計画書の休日：○）に記載し、提出する。

また、各月の履行報告にあわせて、休日取得実績を「別紙」（実績書の休日：●）に記載し、提出する。受注者は、休日取得実績書を提出する際、作業日報あるいは現場の休工を証明する記録簿等を監督員に提示する。

なお、現場完成月については、当月分の実績確定後、速やかに、休日取得実績書（工事着手日から工事完了日まで）を提出する。

(7) 「現場閉所率」及び「完全週休2日」の確認方法

監督員は、休日取得実績に基づき、「現場閉所率」及び「完全週休2日」それぞれの実績を確認する。

① 『現場閉所率』の確認方法

現場閉所率（％）＝現場閉所日数（b）※2÷実施対象期間（a）※1
4週8休・・・現場閉所率28.5％以上

※1 実施対象期間（a）は、工事着手日から現場完了日までのうち、年末年始6日間・夏期休暇3日間等を除いた期間をいう。

※2 現場閉所日数（b）は、原則として、1週間のうち2日間、現場を閉所した日数であり、その週で確保できない場合は、前後の週に限り、現場閉所日の振替を行うことができる。

② 『完全週休2日』の確認方法

達成率＝土日の現場閉所日数÷対象期間内の土日の日数×100

参考イメージ



(8) 工事看板への掲示

「週休2日工事」を試行する受注者は、週休2日工事である旨を記載した工事看板を設置する。

記載例

ご迷惑をおかけします

週休2日工事

○○○○○○を
○○○ています

令和○年○月○日まで
時間帯 8:00~17:00

道路改良工事

発注者 魚津市産業建設部建設課
施工者 ○○建設株式会社

(9) 特記仕様書への記載例

特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日試行対象工事

- 1 本工事は、週休2日の普及・実現に向けた試行対象工事であり、週休2日（4週8休以上）の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成している。
- 2 受注者は、希望すれば週休2日の試行を実施し、希望しなければ減額変更した上で従来どおり工事施工する。
- 3 週休2日を希望した受注者が月単位又は通期の4週8休に満たない場合は、現場閉所状況に応じた減額変更を行う。
- 4 詳細は、
「魚津市週休2日工事試行要領（令和6年6月）」によるものとし、魚津市ホームページの『「週休2日工事」の試行について』から入手できる。（<http://www.city.uzu.toyama.jp/>）

5 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。（令和3年3月3日付財第534号）

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。（令和3年8月20日付財第260号）

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。（令和6年2月22日付財第587号）

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

別表 1

土木工事の市場単価方式の補正係数

名 称	区 分	補 正 係 数	
		現 場 閉 所	
		通 期	月 単 位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.03	1.03
リブ付き硬質塩化ビニル管設置工		1.03	1.03
砂基礎工	人力	1.05	1.05
	機械	1.05	1.05
砕石基礎工	人力	1.05	1.05
	機械	1.05	1.05
組立マンホール設置工		1.05	1.05
小型マンホール工		1.01	1.01
取付管およびます設置工	ます設置	1.01	1.01
	取付管布設	1.02	1.02
	支管取付	1.02	1.02

土木工事の標準単価方式の補正率

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂）	設置	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03

建築工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休 2 日工事		通期の週休 2 日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事 (シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具 (シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

別表 3 - 2

電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休 2 日工事		通期の週休 2 日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事）金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

別表 3 - 3

機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休 2 日促進工事		通期の週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備（ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22